

資料1

9/29・30 委員長及び両WG座長にて検討事項作成
9/30 WGにて振り分け(委員了承)

法改正のための検討事項の整理

項目	検討事項	新たな児童虐待防止システム構築検討WG	新たな社会的養育システム構築検討WG
総論	理念	○	○
	子どもと家庭への支援	○	○
	国、都道府県、市町村の責務	○	○
全体に関する制度	児童福祉法の対象年齢の見直し	○	○
	子ども家庭支援を担う専門職の資格化	○	
	専門職の配置・任用要件の見直し	○	
	子どもの権利擁護に関する機関の創設	○	○
	特別養子縁組制度の見直し	○	
	統計(データベース)の整備と検証の強化	○	
市町村	地域子ども家庭支援の拠点の整備		○
	就学前の保育・教育の質の向上		○
	虐待対策における母子保健の位置づけ	○	
児童相談所関係	通告・初期対応システムの整備	○	
	介入・支援機能の分化	○	
	一時保護・アセスメント機能の整備	○	○
	司法関与のあり方	○	
	通所・在宅支援における措置のあり方	○	
社会的養護	継続的な自立支援のシステムの構築		○
	特定妊婦への保護・支援のあり方	○	
	母子生活支援施設の機能の見直し		○
	里親・養親支援の強化		○
	施設ケアの小規模化の推進と機能の向上		○
	乳幼児の里親養育等の推進		○

※上記については、便宜的に主たる項目に分類したものであり、今後の検討で変更があり得る。